

公共工事の前払金保証事業に関する法律(抜粋)

昭和 27 年 6 月 12 日

法律 第 184 号

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、公共工事に関する前払金の適正且つ円滑な実施を確保するため、前払金保証事業の登録及びその事業の運営の準則を定めることにより、前払金保証事業の健全な発達を図り、もつて公共工事の適正な施工に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「公共工事」とは、国又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。以下この項において同じ。)又は測量(土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であつて、政令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。)をいい、資源の開発等についての重要な土木建築に関する工事又は測量であつて、国土交通大臣の指定するものを含むものとする。

2 この法律において「前払金の保証」とは、公共工事に関してその発注者が前払金をする場合において、請負者から保証料を受け取り、当該請負者が債務を履行しないために発注者がその公共工事の請負契約を解除したときに、前払金をした額(出来形払をしたときは、その金額を加えた額)から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した額(前払金をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前払金をした額を限度とする。以下「保証金」という。)の支払を当該請負者に代つて引き受けることをいう。

3 この法律において「前払金保証事業」とは、前払金の保証(これに関連して行なう第 13 条の 2 第 1 項の規定による支払を含む。)をすることを目的とする事業をいう。

4 この法律において「保証事業会社」とは、第 5 条の規定により国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社をいう。

5 この法律において「保証契約」とは、前払金の保証(これに関連して行なう第 13 条の 2 第 1 項の規定による支払を含む。)に関する契約をいう。

(登録)

第 3 条 前払金保証事業を営もうとする者は、この法律で定めるところにより、登録を受けなければならない。

(保証金の支払)

第 13 条 保証契約に係る公共工事の発注者は、保証契約の締結を条件として前金払をした場合においては、当該保証契約の利益を享受する旨の意思表示があつたものとみなす。

2 前項に規定する発注者は、当該公共工事の請負者がその責に帰すべき事由に因り債務を履行しないためにその請負契約を解除したときは、保証事業会社に対して、保証契約で定めるところにより、書面をもつて保証金の支払を請求することができる。

3 前項の請求があつた場合においては、保証事業会社は、同項の書面を受理した日から 30 日以内に保証金を支払わなければならない。

(前払金の使途の監査)

第 27 条 保証事業会社は、保証契約の締結を条件として、発注者が請負者に前払金を支払った場合においては、当該請負者が前払金を適正に当該公共工事に使用しているかどうかについて、厳正な監査を行わなければならない。

* 全文は国土交通省ホームページ「国土交通省所管 法令等、告示・通達一覧」をご参照ください。